

知立市子ども・若者支援地域協議会設置要綱

（設置）

第1条 この要綱は、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）に基づき総合的な子ども・若者育成支援のため、知立市子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌事務等）

第2条 協議会は、法第20条に基づく事務等を所掌する。

（組織）

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成に関連する分野の事務に従事する者
- （2）学識経験のある者
- （3）その他市長が必要と認めた者

（任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

（会長）

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、関係機関等以外の者に対し、必要な協力を求めることができる。この場合において、協議会は個人情報保護に配慮しなければならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉子ども部福祉課において処理をする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。